

令和7年度工事定期監査及び出資団体工事監査（監査対象：神戸市道路公社）

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
○ 指 摘 事 項 ア 積 算 (ア) 変更契約時の積算を適正に行うべきもの 本工事は、神戸市道路公社が管理する山麓バイパス布引トンネルの受変電設備の更新を行うものである。 本工事では、契約後に維持管理を考慮して受変電設備の仕様を変更している。その一つとして、所内変圧器盤の仕様を変更し、金額の変更を行っている。 所内変圧器盤の変更内容は、部分的な仕様変更であるが、積算上は所内変圧器盤全体を一つの単価としているため、仕様が異なる別の所内変圧器盤の単価に入れ替える必要があった。 そのため、当初の設計で計上した所内変圧器盤の金額を減額し、仕様を変更した所内変圧器盤の金額を計上する必要があったが、当初の設計で計上した所内変圧器盤の金額の減額ができておらず、設計金額が過大となっていた。 本工事においては、チェックリストによる確認が行われていなかった。変更契約時は作業時間の確保が難しく誤りが発生しやすいため、チェックリスト等を活用し、適正な積算を徹底すべきである。 (神戸市道路公社道路管理部設備課) [No. 68 布引トンネル受変電設備更新工事]	当該指摘部分は、設計変更時、当初設計所内変圧器盤の員数を0台にすべきところを1台のまま計上し、新たに仕様変更した所内変圧器盤を1台増と計上したことにより、当初設計所内変圧器盤の金額分が過大設計となった。 これは、設計書のチェック時に変更箇所の員数の間違いに気づくことができなかったことが原因であった。 再発防止を図るため、員数の確認を確実にを行うように設計照査のチェックリストに設計書数量と拾い表数量との確認項目を追加した。そして、今後の照査方法や設計変更時の積算システム操作方法の講義を行い、改定したチェックリストを用いて確認を行うように周知した。 さらに、照査研修へ積極的に参加し理解を深め研鑽を図っていく。	措置済

令和 7 年度工事定期監査及び出資団体工事監査（監査対象：建設局）

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
○ 指 摘 事 項 イ 施 工 (ア) 安全な施工のため請負人を適正に監督指導すべきもの 本工事は、兵庫区平野町の国道 428 号において、道路法面の災害を未然に防止し、道路防災対策の強化を図るものである。 本工事は、急勾配斜面での作業を含む危険性の高い工事であり、下請負人の作業員が転落するという重大な労働災害が発生していた。この事故は、本体工事着手前の準備である樹木伐採作業中に転落防止措置が不十分であったことが原因で生じたものであり、請負人はこの事故により指名停止処分を受けている。 このような状況を踏まえると、事故発生後の対策として安全管理をより徹底して行う必要があり、それには施工体制と作業内容の把握が必須となる。しかし請負人は、本工事の主たる作業を行わせていた別の下請負人 1 社について、契約は締結していたものの、「建設業法」に作成が義務付けられている施工体制台帳に記載しておらず、安全管理を十分に行っているとは言い難い状況であった。 また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」には、発注者は工事現場の施工体制を適正なものとするため、施工体制台帳の記載内容と工事現場の施工体制が一致しているか点検するなど、必要な措置を講じなければならないと規定されている。しかし発注者は、施工体制台帳に記載のない下請負人が本工事の主たる作業を継続して行っていたにもかかわらず、現場での確認が十分でなく、その状況を見落としていたため、工事を一時中止させ施工体制台帳へ記載させるなど必要な監督指導を実施していなかった。	本工事では、主たる作業を行っていた下請負人と契約は締結していたものの、記載漏れにより施工体制台帳に記載のない業者が現場作業を行っていたものである。 これは、監督員における現場での施工体制のチェックが不足していることが原因である。 再発防止に向けた取り組みとして、請負人に対して、施工体制台帳の不備について、関係法令の遵守及び施工体制台帳の適正な作成・提出について、再発防止を求めて文書にて指導を行った。 そして、市としても神戸市工事施工体制確認要領に基づく確認を徹底し、施工体制台帳の記載内容と現地施工体制の整合確認を確実に実施するよう関係職員に周知した。 今後、危険性の高い作業を伴う工事や重大な労働災害が発生した工事については、工事監督課においてパトロールの対象とし、これまでより重点的に監督指導を実施するとともに、今後同様の事案が発生した場合には厳正に対処する。	措置済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
発注者は、神戸市施工体制確認要領等のチェックツールを活用し、施工体制の確認を確実に行うべきである。加えて、本工事では危険性の高い作業を伴い、重大な労働災害が発生していたことから、重点的に監督できる体制を構築し、請負人を適正に監督指導すべきであった。 (建設局道路工務課、建設局中部建設事務所) [No. 11 国道 428 号道路防災対策工事(その 3)]		
○ 意 見 イ 施 工 (ア) 玉掛け作業の安全確保における監督指導について 本工事は、都市計画道路垂水妙法寺線において、道路拡幅のために橋梁を架設するものである。 厚生労働省の「玉掛け作業の安全に係るガイドライン」では、汎用クランプを使用する場合は、つり荷の形状に適したものを少なくとも 2 個以上使用することとされている。 しかし、工事記録写真では、土留工に使用した仮設鋼材を搬出する際、汎用クランプ 1 個で玉掛けされており、ガイドラインに反している状態であった。 発注者は、施工計画書が提出された際には、事前に作業手順や安全性を確認すると共に適宜現場確認を行い、請負人への安全管理の監督指導に努められたい。加えて、工事完成時には関係書類の確認を行い、法令違反や不適切な事項が認められた場合には、再発防止について監督指導されたい。 (建設局道路工務課、建設局西部建設事務所) [No. 7 上与市橋他一橋架設工事]	本工事は、請負人が玉掛け作業においてガイドラインの遵守が不十分であったことに加え、監督員による安全管理及び工事書類の確認が不十分であったことが原因である。 このため、市は請負人に対し、玉掛け作業における安全管理の徹底および関係法令の遵守について文書指導を行った。 また、玉掛け作業におけるガイドラインの遵守と安全管理の徹底を関係職員に周知するとともに、今後請負人から工事書類の提出を受けた際には、関係法令に基づき適切に施工が行われているかを確実に確認し、同様の事案の再発防止に努める。	措置済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
(イ) 高所作業の安全確保における監督指導について 本工事は、豪雨により崩壊した北区淡河町淡河の国道 428 号において、道路法面の復旧を行う工事である。 「労働安全衛生規則」には、高さ 2 m 以上の箇所で作業を行う場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあり、かつ、作業床を設けることが困難な時は、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない、と規定されている。 しかし、工事記録写真では、支障となる樹木をトラックに積載する際、目視による状況確認を行うため作業員がトラックのキャビン上（高さ:約 2.5m）に登っているが、墜落防止に必要な安全措置を講じていなかった。 発注者は、施工計画書が提出された際には、事前に作業手順や安全性を確認すると共に適宜現場確認を行い、請負人への安全管理の監督指導に努められたい。加えて、工事完成時には関係書類の確認を行い、法令違反や不適切な事項が認められた場合には、再発防止について監督指導されたい。 (建設局道路工務課、建設局北建設事務所) [No. 16 国道 428 号（淡河町淡河）災害復旧工事]	本工事では、下請負人が高所作業に必要な安全措置の理解が不足していたことに加え、請負人による現場の施工状況の確認が十分でなかったため、安全管理が徹底されていなかったことが原因である。 このため、市は請負人に対し、安全管理の徹底および関係法令の遵守について文書指導を行った。 また、高所作業における安全措置を確実に実施するよう関係職員へ周知するとともに、今後請負人から工事書類の提出を受けた際には、関係法令に基づき適切に施工が行われているかを確実に確認し、同様の事案の再発防止に努める。	措置済

令和7年度工事定期監査及び出資団体工事監査（監査対象：建築住宅局）

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
○ 指 摘 事 項 イ 施 工 (イ) 請負人の施工体制を適正に監督指導すべきもの 本工事は、灘区総合庁舎においてエレベーターの更新を行うものである。 本工事では、エレベーターの設置に伴う電気の配線工事について、請負人は下請負人と契約を締結しており、施工体制台帳にはこの下請負人に関する資料として電気工事業者登録証が添付されていた。 「電気工事業の業務の適正化に関する法律」では、電気工事業を営む場合、取り扱う電気工事の種類に応じた電気工事業者登録が必要である。この下請負人の登録内容は、一般用電気工作物であり、本工事で必要な自家用電気工作物ではなかった。 請負人は、下請負人に電気工事を依頼する場合、当然のことながら、下請負人がその工事を請負えるかを建設業許可証や電気工事業者登録証等により確認する必要がある。しかし、本工事ではその確認が不十分であった。 発注者は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により、施工技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制を適正なものとするため、施工体制台帳の記載内容と工事現場の施工体制が合致しているどうかの点検、その他必要な措置を講じる必要がある。 工事の品質を確保するため、下請負人を含めた施工体制全体をチェックリスト等を用いて確認し、適正な許可や登録がされた事業者により工事が施工されるよう請負人への監督指導を徹底すべきである。 (建築住宅局設備課) [No. 59 灘区総合庁舎昇降機設備更新工事]	請負人が下請負人に電気工事を発注する際に、電気工事業法に基づく下請負人の登録内容の確認が出来ていなかったことが原因である。 また、監督員において、提出された書類の確認が不十分であった。 今後は、このようなことがないよう、請負人による「下請負人を含めた施工体制全体」の確認を徹底させるために、チェックリストを見直し、「工事内容に応じた『電気工事業法に基づく登録』がなされているか」の項目を追加し、発注者・請負人双方で確認することにより、適切な施工体制となるように徹底する。 再発防止のため、この指摘事項について周知徹底を図り、4月より様式を見直したチェックリストの運用を開始している。	措置済

令和7年度工事定期監査及び出資団体工事監査（監査対象：教育委員会事務局）

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
○ 意 見 ア 契 約 （ア）工事委託の変更契約について 本工事委託業務は、神戸市立布引中学校において、電気を受電するために必要な受変電設備の一部を改修するものである。 本業務では、当初契約は受変電設備の一つである変圧器の更新のみを行う契約となっていたが、変更契約により電柱、開閉器、高圧ケーブルの更新を追加している。 追加した設備は、受変電設備に関連するものであり、施工場所も同一であることから、既に現場を把握している受託者に施工させていた。 しかし、変更契約については、本市の「委託契約に関する解説及び記載例」に、当初契約を競争入札、見積合せ、プロポーザルで行った場合は、契約条項を変更することは軽微な事項を除いては原則として許されないと記載されている。 本業務は当初契約時に見積合せを行っており、変更契約の金額は、当初契約の金額に対して高額であることから軽微な変更とは言えない。また、当初契約と変更契約の工事は、別の日程で行われており、別契約とすることが可能であった。 工事委託の契約では、受注機会の公平性や競争性を考慮する必要があるため、業務内容の追加や変更が生じた際は、内容を精査し、軽微な変更以外は別契約として競争入札とする等、適切な事務手続に努められたい。 （教育委員会事務局学校環境整備課） 〔No. 64 神戸市立学校受変電設備改修事業（その1）〕	別契約としなかった原因は、工事委託における変更契約の判断基準が不明確であり、変更内容が付帯的な工事であるとともに、工期の短縮、経費の節減が確保できるという考えから、契約変更が望ましいと判断したことであった。しかし、当初契約額に対して変更金額が大きく、当初の契約分を完了したのちに、改めて追加工事の別途契約をすべきものであった。 再発防止を図るため、変更契約とするか、別契約とするかの判断について、具体的な変更内容を示して記載した、変更契約の判断の目安を作成した。 業務内容の追加や変更が生じた際は、内容を精査し、軽微な変更以外は別契約として競争入札とする等、適正に取り扱うこと、契約を分けることが困難で変更契約をする場合においては、適切に局委託審査委員会の審議を受けること、及び今後は今回作成した判断の目安に基づいて変更契約事務を行うことを周知徹底した。	措置済